

## 『しがぎん』スピードローン（ジャストサポート）保証委託約款（滋賀ディーシーカード）

### 第1条（委託の範囲）

1. 私が株式会社滋賀ディーシーカード（以下「滋賀DC社」という）に委託する保証の範囲は、株式会社滋賀銀行（以下「金融機関」という）から融資を受ける表面記載のローンの借入金、利息、損害金、その他一切の債務の全額とします。
2. 前項の保証は滋賀DC社が保証を適当と認め、これに基づいて金融機関が融資を実行したとき（極度借入の場合は私が金融機関と取引を開始したとき）に成立するものとします。
3. 前項の保証内容は、私が滋賀DC社および金融機関との間に締結している表面記載のローンにかかわる約定書（契約書、差入書を含む）の各条項によるものとします。

### 第2条（代位弁済）

1. 私が金融機関との金銭消費貸借契約あるいは取引約定に違反したため滋賀DC社が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして弁済されても異議ありません。
2. 私は滋賀DC社が求償権を行使する場合には、この約款の各条項のほか、私が金融機関との間に締結した金銭消費貸借契約および取引約定の各条項を適用されても異議ありません。

### 第3条（求償権）

私は、滋賀DC社の私に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

- ① 前条による滋賀DC社の出捐額
- ② 滋賀DC社が弁済した翌日から年利14.4%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金
- ③ 滋賀DC社がその債権保全あるいは実行のために要した費用の総額

### 第4条（求償権の事前行使）

私が下記の各号の一つにでも該当したときは、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。

- ① 弁済期が到来したときまたは被保証債務の期限の利益を失ったとき
- ② 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生などの申立があったとき
- ③ 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
- ④ 支払いを停止したとき
- ⑤ 手形交換所の取引停止処分があったとき
- ⑥ 滋賀DC社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
- ⑦ その他債権保全のため必要と認められたとき

### 第5条（中止・解約・終了）

1. 原債務または滋賀DC社宛債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、滋賀DC社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも滋賀DC社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、金融機関からその旨の事前または事後の通知をもって滋賀DC社の通知に代えるものとします。
2. 前項により滋賀DC社から保証が中止または解約されたときは、ただちに原債務の弁済その他必要な手続をとり、滋賀DC社には負担をかけません。
3. 私と金融機関との間の極度借入契約が終了した場合は、私と滋賀DC社との間の保証委託契約も

当然に終了することとします。この場合、私は、滋賀D C社が保証委託契約証書を私宛に返却しない取扱いをしたとしても異存ありません。

#### 第6条（通知義務）

1. 私が、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、ただちに書面をもって通知し滋賀D C社の指示に従います。
2. 私の財産、経営、業況、収入等について、滋賀D C社から求められたときは、ただちに通知し、帳簿閲覧ならびに担保物権等の調査に協力いたします。
3. 前第1項の届出がないために、滋賀D C社が私に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

#### 第7条（成年後見人等の届出）

1. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって滋賀D C社へ届けるものとします。
2. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面をもって滋賀D C社へ届けるものとします。
3. 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届けるものとします。
4. 私またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、滋賀D C社は責任を負いません。

#### 第8条（充当の指定）

1. 私の弁済金が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、滋賀D C社が適当と認める順序方法により充当されても差支えありません。
2. 私が滋賀D C社に対し、本件保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、滋賀D C社が適当と認める順序方法によりいずれの債務に充当されても差支えありません。

#### 第9条（費用の負担）

私は滋賀D C社が被保証債権保全のため要した費用ならびに第2条によって取得された権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。

#### 第10条（公正証書の作成）

私は滋賀D C社の請求あるときはただちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続を行います。

#### 第11条（管轄裁判所の合意）

私は、この保証に関しての紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、滋賀D C社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第12条（規約の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期をあらかじめ滋賀DC社ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

〔お問い合わせ窓口〕

〒520-0041

滋賀県大津市浜町1番10号浜大津滋賀ビル2階

株式会社 滋賀ディーシーカード お客様相談室

電話番号 077-526-1302

以上  
(2020年4月1日現在)

『しがぎん』スピードローン（ジャストサポート）保証委託約款（オリエントコーポレーション）

申込者は、次の各条項を承認のうえ、申込者が表記金融機関（以下「金融機関」という）との表記金銭消費貸借契約（以下「金銭消費貸借契約」という）により、金融機関に対して負担する債務について連帯保証することを、株式会社オリエントコーポレーション（以下「保証会社」という）に委託します。

#### 第1条（保証委託）

1. 申込者は、金銭消費貸借契約に基づき申込者が金融機関に対して負担する債務の連帯保証を保証会社に委託します。
2. 前項の保証会社の連帯保証は、保証会社が連帯保証の承諾の旨を金融機関に通知し、かつ、金銭消費貸借契約が成立した時にその効力が生じるものとします。
3. 第1項の保証会社の連帯保証は、金融機関・保証会社間で別途締結される保証契約の約定に基づいて行われるものとします。

#### 第2条（保証料の支払および返還等）

1. 申込者は、保証料一括前払いの場合、保証会社に対し、保証会社所定の保証料を、金融機関を通じて支払うものとします。この場合、申込者は、保証委託の期間が延長となったときは、保証会社に対し、追加の保証料を、保証会社所定の方法により支払うものとします。
2. 申込者は、金銭消費貸借契約に従い遅滞なく返済を履行し、かつ、約定返済期間の途中で残債務全額繰上返済をしたときは、前項により支払った保証料のうち保証会社所定の計算方法による未経過保証料の返還を保証会社に請求できるものとします。この場合、申込者は、当該返還保証料から保証会社所定の振込手数料が差し引かれること、保証会社所定の時期および方法により返還されることに同意します。
3. 申込者は、前項に定める場合を除き、保証会社に支払った保証料の返還を請求できないものとします。

### 第3条（保証債務の履行）

1. 申込者は、申込者が金融機関に対する債務の履行を遅滞したため、または、金融機関に対する債務の期限の利益を喪失したために、保証会社が金融機関から保証債務の履行を求められたときには、保証会社が申込者および連帯保証人に対して何ら通知、催告することなく、金融機関に対し、保証債務の全部または一部を履行することに同意します。
2. 申込者は、保証会社が保証債務の履行によって取得した権利を行使する場合には、申込者が金融機関との間で締結した契約のほかに本保証委託契約（以下「本契約」という）の各条項を適用されても異議ありません。

### 第4条（求償権の事前行使）

1. 保証会社は、申込者または連帯保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときには、求償権を事前に行使できるものとします。
  - (1) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立てを受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他裁判上の倒産手続きの申立てがあったとき、または清算の手續きに入ったとき、債務の整理・調整に関する申立てがあったとき。
  - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。
  - (3) 担保物件が滅失したとき。
  - (4) 被保証債務の一部でも履行を延滞したとき。
  - (5) 金融機関または保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
  - (6) 第10条第1項に規定する暴力団員等もしくは同項各号に該当したとき、もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
  - (7) 保証会社に対する住所変更の届出を怠る等申込者または連帯保証人予定者の責に帰すべき事由によって、保証会社において申込者または連帯保証人予定者の所在が不明となったとき。
  - (8) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 申込者は、保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

### 第5条（求償権の範囲）

申込者は、保証会社が保証債務を履行したときは、申込者は、当該保証債務履行額および保証債務の履行に要した費用ならびに当該保証債務の履行日の翌日から完済に至るまで、当該保証債務履行額に対し年14.6%の割合による遅延損害金を付加して保証会社に弁済します。

### 第6条（返済の充当順序）

申込者および連帯保証人は、保証会社に対する弁済額が保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。なお、申込者または連帯保証人について、保証会社に対して本契約以外に債務があるときも同様とします。

### 第7条（担保の提供）

申込者は、申込者または連帯保証人の資力ならびに信用状態に著しい変動が生じたときは、遅滞なく保証会社に通知するものとし、保証会社から請求があったときは、ただちに保証会社の承認する連帯保証人をたて、または相当の担保を差入れるものとします。

#### 第8条（住所の変更等）

1. 申込者および連帯保証人は、その氏名、住所、電話番号、勤務先、職業等の事項に変更が生じたとき、もしくは申込者および連帯保証人に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書を添付のうえ、遅滞なく書面をもって保証会社に通知し、保証会社の指示に従います。
2. 申込者および連帯保証人は、前項の通知を怠り、保証会社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、保証会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、やむを得ない事情があるときには、この限りではないものとします。

#### 第9条（調査および通知）

1. 申込者および連帯保証人は、その財産、収入、経営、負債、業績等について保証会社から情報の提供を求められたときには、ただちに通知し、帳簿閲覧等の調査に協力します。
2. 申込者および連帯保証人は、その財産、収入、信用等を保証会社または保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ありません。

#### 第10条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者および連帯保証人は、申込者または連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 申込者または連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為。
  - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 申込者または連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、または第2項各号のいずれかに該当する行為をし、もしくは第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、保証会社は、ただちに本契約を解除することができ、かつ、保証会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、申込者または連帯保証人は、申込者または連帯保証人に損害が生じたときでも、保証会社に対し何らの請求をしないも

のとします。

#### 第11条（費用の負担）

申込者は、保証会社が被保証債権保全のために要した費用、および第3条または第4条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。

#### 第12条（連帯保証）

1. 連帯保証人は、本契約の各条項を承認のうえ、申込者が本契約によって負担する一切の債務について、申込者と連帯して債務履行の責を負います。
2. 金融機関または保証会社に差入れた担保、保証人について、金融機関または保証会社に変更、削除、返還等をして、連帯保証人の責任に変動を生じないものとします。金融機関から保証会社に移転し、もしくは譲渡された担保についても同様とします。
3. 連帯保証人が金融機関に対して保証債務を履行し、または担保の提供をしたときは、保証会社と連帯保証人との間の求償および代位の関係は次のとおりとします。
  - (1) 連帯保証人は、保証会社が保証債務の履行をしたときは、連帯保証人は保証会社に対して第5条の全金額を支払い、保証会社に対して金銭消費貸借契約上の保証に基づく負担部分を一切主張しません。
  - (2) 保証会社は、保証債務の履行をしたときは、連帯保証人が当該債務につき金融機関に提供した担保の全部について保証会社が金融機関に代位し、第5条の金額の範囲内で金融機関の有していた一切の権利を行使することができます。
  - (3) 連帯保証人は、金融機関に対する自己の保証債務を弁済したときは、連帯保証人は、保証会社に対して何らの求償をしません。
4. 保証会社が連帯保証人に対して行った履行の請求は、申込者に対してもその効力が生じるものとします。

#### 第13条（管轄裁判所の合意）

申込者および連帯保証人は、本契約について紛争が生じた場合、訴額等のいかにかわらず、申込者および連帯保証人の住所地、金融機関および保証会社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### 第14条（契約の変更）

保証会社は、民法第548条の4の定めに従い、あらかじめ効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。

#### <お問合せ窓口>

株式会社オリエントコーポレーション

お客様相談室 〒102-8503 東京都千代田区麴町5丁目2番地1 TEL 03-5275-0211

大阪お客様相談センター TEL 06-6263-3201

以上  
(2020年4月1日現在)

## 『しがぎん』スピードローン（ジャストサポート）保証委託約款（三菱UFJニコス）

私は、次の各条項を承認のうえ、私が申込書記載の金融機関（以下「甲」という）の金銭消費貸借契約条項（以下同条項に係る契約を「金銭消費貸借契約」という）に基づいて、甲に対して負担する債務について連帯保証することを、三菱UFJニコス株式会社（以下「乙」という）に委託します。

### 第1条（保証の範囲）

1. 私が乙に委託する保証の範囲は、金銭消費貸借契約に基づき私が甲に対し負担する借入元金、利息、損害金その他一切の債務（以下「被保証債務」という）の全額とします。
2. 前項の保証は、乙が保証を適当と認め保証決定をなし、甲が借入金額を交付したときに成立するものとします。
3. 本契約に係る保証委託に基づく乙の連帯保証は、甲、乙間の約定に基づいて行われるものとします。

### 第2条（担保の提供）

私の資力および信用等に著しい変動が生じたときは、私は、遅滞なく乙に通知し、乙の承認した連帯保証人をたて、または相当の担保を差し入れます。また、連帯保証人の資力及び信用等、または差し入れた担保の価値に著しい変動が生じたときも、同様とします。

### 第3条（求償権の事前行使）

1. 私または連帯保証人について次の各号の一つにでも該当したときは、乙は代位弁済前であっても通知催告を要せず、なんら担保の提供をすることなく私に対し、ただちに被保証債務に相当する全額を求償することができるものとし、私はただちにこれを支払うものとします。ただし、私がすでに被保証債務の一部を弁済しているときは、その弁済額を求償額から控除するものとします。
  - (1) 金銭消費貸借契約第4条（期限前の全額返済義務）第1項各号または同条第2項各号の一つにでも該当したとき
  - (2) 本規定第11条（反社会的勢力の排除）第1項に定める暴力団員等、テロリスト等もしくは同項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項もしくは第2項の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、乙が私との取引を継続することが不適切であると判断したとき
  - (3) 乙に対する他の債務について期限の利益を喪失したとき
2. 乙が前項により求償権を行使する場合には、民法461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

### 第4条（代位弁済）

1. 私は、私が甲に対する債務の履行を遅滞したため、またはその他甲に対する債務の期限の利益を喪失したため、乙が甲から保証債務の履行を求められたときは、乙が私に対して何ら通知、催告を要せず、甲に対し、被保証債務の全部または一部を弁済することに同意します。また、履行の方法、金額等については甲乙間の約定に基づくことを確認します。
2. 私は、乙が前項の弁済によって甲に代位して行う権利の行使に関しては、私が甲との間で締結した金銭消費貸借契約のほか、本契約の各条項が適用されることに同意します。

### 第5条（求償権の範囲）

乙が前条により代位弁済したときは、私は乙に対しその弁済額、弁済に要した費用およびこれらに対する弁済の日の翌日から完済する日までの年14.6%の割合（日割計算とし、閏年は1年を366日とする）による遅延損害金ならびにこれらの金額を請求するために要した費用を支払います。

#### 第6条（弁済の充当順序）

私の弁済額が、本契約から生じる乙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が私の利益を踏まえて適当と判断する順序、方法により充当できます。なお、私が乙に対し、本契約に基づく求償債務のほか他の債務を負担している場合に、私の弁済額が債務総額を消滅させるに足りないときも同様とします。

#### 第7条（調査、報告）

1. 私および連帯保証人は、私または連帯保証人の氏名、名称、商号、代表者、職業、住所、居所等の事項について変更があったときは、ただちに乙に対して書面によって通知をし、乙の指示に従います。
2. 私および連帯保証人が前項の通知を怠ったため、乙が私または連帯保証人から最後に届出のあった氏名、住所にあてて、私または連帯保証人に対して通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。
3. 財産、経営等に関して乙から請求があったときは、ただちに乙に対して報告し、乙の指示に従います。
4. 私は、本規定第3条第1項各号に該当したときその他私もしくは連帯保証人の財産、経営、業況等もしくは担保の状況について重大な変化が生じたときまたはそのおそれがあるときは、乙に対して、遅滞なく報告します。
5. 乙が、私または連帯保証人について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議はありません。

#### 第8条（連帯保証）

1. 連帯保証人は、本契約の各条項を承認のうえ、私が本契約によって負担する一切の債務について、私と連帯して保証します。
2. 甲または乙に差入れた担保、保証人について、甲または乙が変更、解除、放棄、返還等をして、連帯保証人の責任には変動を生じないものとします。甲から乙に移転し、または譲渡された担保についても同様とします。
3. 乙が連帯保証人（本項においては、将来連帯保証人となる者を含む）の一人に対して行った履行の請求は、私および他のすべての連帯保証人に対してもその効力が生じるものとします。
4. 乙の保証にかかる債務につき、甲に対して保証をし、または担保の提供をした者が乙以外にいるときは、その者（以下、本項において「甲連帯保証人」という。）と乙との間の求償および代位の関係を次のとおりとします。
  - (1) 乙が本規定第4条1項の弁済をしたときは、甲連帯保証人は乙に対して本規定第5条の全額を支払います。
  - (2) 乙が本規定第4条1項の弁済をしたときは、甲連帯保証人が当該債務につき甲に提供した担保の全部について乙が甲に代位し、本規定第5条の金額の範囲内で甲の有していた一切の権利を行うことができます。
  - (3) 甲連帯保証人と乙との間において、乙には何らの負担部分がないものとし、甲連帯保証人が甲に対する自己の保証債務を弁済したときであっても、甲連帯保証人は、乙に対して何ら求償を



することができません。

#### 第9条（借入約定）

私は、乙の保証により甲と取引するについては、本契約のほか、私と甲の間で締結した金銭消費貸借契約の各条項に従います。

#### 第10条（費用の負担）

乙が本規定第3条又は第4条により取得した権利の保全もしくは行使に要した費用および本契約から生じた一切の費用は私が負担します。この費用には訴訟費用及び弁護士費用を含みます。

#### 第11条（反社会的勢力の排除）

1. 私または連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）またはテロリスト等（疑いがある場合を含む）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - (1) 暴力団員等またはテロリスト等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等またはテロリスト等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用して認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等またはテロリスト等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私または連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

#### 第12条（本規定の変更）

本規定は、民法第548条の4の規定により変更することがあります。民法第548条の4の規定により本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を、甲の店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 第13条（準拠法、管轄の合意）

1. 私および連帯保証人（担保提供者を含む。）と乙は、本契約に係る準拠法を日本法とすることに合

意します。

2. 本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、私および連帯保証人は私および連帯保証人の住所地および乙の本社・各支店・営業所を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以 上

(2020年4月1日現在)

## 『しがぎん』スピードローン（ジャストサポート）保証委託約款（P a y P a yカード）

保証委託者（以下「委託者」という。）は次の各条項を承認のうえ、株式会社滋賀銀行（以下「銀行」という。）との『しがぎん』スピードローン（ジャストサポート）契約（以下「本件ローン契約」という。）に基づき負担する一切の債務についての保証を、P a y P a yカード株式会社（以下、一括して「保証会社」という。）に委託します。

### 第1条（保証委託の内容）

1. 委託者が保証会社に委託する保証の範囲は、委託者が銀行より借入れる本件ローンに基づき、委託者が銀行に対して負担する借入金の元本、利息、遅延損害金の金額（以下「被保証債務」という。）とします。
2. 保証会社による受託および保証は、保証会社が保証を適当と認めて保証決定を行い、本件ローン契約に基づき委託者が銀行より金銭を借り入れた時に成立するものとします。
3. 被保証債務の内容は、本件ローン契約その他本件ローン契約に付随または関連して委託者と銀行の間で締結された契約の各条項によるものとします。

### 第2条（信用保証料）

委託者は、保証会社の保証により銀行から借入れをしたときは、銀行が保証会社に対して保証会社所定の保証料を支払うことを承認いたします。

### 第3条（担保・保証人）

委託者は、保証会社が債権の保全が必要とする相当の事由が生じたときは、保証会社からの請求によりただちに保証会社の承認する担保または保証人を差入れます。

### 第4条（求償権の事前行使）

1. 委託者について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、保証会社は、第5条による代位弁済前であっても、通知・催告を要せず、かつ何ら担保の提供をすることなく、委託者に対し、ただちに被保証債務に相当する金額を求償することができるものとし、委託者はただちにこれを支払うものとします。
  - (1) 仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、破産、民事再生手続開始、特定調停手続開始その他これに類する手続開始の申立があったとき、または清算の手続に入ったとき。
  - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - (3) 前各号のほか、債務整理に関して裁判所の関与する手続を申し立てたとき等、支払を停止した

と認められる事実が発生したとき。

- (4) 公租公課につき差押または保全差押を受けたとき。
  - (5) 担保物件が滅失したとき。または、担保物件について、差押、仮差押、または競売開始決定がなされたとき。
  - (6) 銀行または保証会社に対する債務の一部でも履行を延滞したとき。
  - (7) 保証会社に対する住所変更の届出を怠る等、委託者の責めに帰すべき事由によって、保証会社において委託者の所在が不明となったとき。
  - (8) 委託者が銀行または保証会社との取引約定に違反したとき。
  - (9) 委託者が銀行または保証会社に虚偽の資料提出または報告をしたとき。
  - (10) 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当に事由が生じたとき。
2. 保証会社が本条により求償権を行使する場合には、民法第 461 条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

#### 第 5 条（代位弁済）

1. 委託者が被保証債務の全部または一部の履行を延滞したため、または被保証債務の期限の利益を喪失したため、保証会社が銀行から債務保証の履行を求められたときは、委託者に対して何ら通知・催告を要せず、保証会社と銀行の間の包括保証契約に基づいて被保証債務の全部または一部を弁済することに同意します。
2. 保証会社の前項の弁済によって銀行に代位する権利の行使に関しては、委託者が銀行との間で締結した契約のほか、本契約の各条項が適用されるものとします。

#### 第 6 条（求償権の範囲）

保証会社が前条第 1 項の弁済をしたときは、委託者は、保証会社に対しその弁済額、弁済に要した費用および弁済額および弁済に要した費用に対する弁済の日の翌日から完済まで年 14.60%（年 365 日、ただし閏年は年 366 日の日割計算）の割合による遅延損害金を支払います。

なお、委託者は、保証会社が求償権を行使した場合、被保証債務について生じた一切の理由に基づく抗弁権を、保証会社に対して主張しません。

#### 第 7 条（弁済の充当順序）

委託者の弁済した金額が、保証会社に対する本契約から生じる償還債務、その他債務（以下総称して「本契約から生じる債務」という。）の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。委託者について保証会社に対する複数債務があるときも同様とします。

#### 第 8 条（保証契約の改定）

銀行と保証会社の間の保証契約が改定されたときは、改定後の契約が適用されるものとします。

#### 第 9 条（調査および報告）

1. 委託者の氏名、職業、住所、居所等の事項について変更があったとき、または委託者を被相続人とする相続が発生したときは、ただちに保証会社に対して書面によって届出をし、保証会社の指示に従います。
2. 委託者が前項の届出を怠ったため、保証会社が委託者から最後に届出のあった氏名、住所に宛てて通知または書類を送付した場合、延着または到着しなかった場合であっても、通常到着すべ

きときに到着したものとみなされることに同意します。

3. 保証会社から請求があったときは、委託者の資産状態につきただちに保証会社に対して報告し、保証会社の指示に従います。
4. 保証会社が委託者について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議はありません。
5. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、ただちに保証会社に報告し、その指示に従います。

#### 第10条（保証の解約等）

委託者は、保証会社が必要と認めた場合、本契約の期間満了前であっても、委託者に通知することなく、銀行に対する保証が解除されることに何ら異議を申し立てません。

#### 第11条（公正証書の作成）

委託者は、保証会社の請求があるときは、本契約に係る債務の履行につき、ただちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

#### 第12条（費用の負担）

保証会社が保証にかかる債務保全のために要した費用ならびに求償権の保全、行使もしくは処分によつて要した費用その他本契約に基づき生じた一切の費用は、委託者が負担し、保証会社の請求によりただちに弁済します。

#### 第13条（契約期間）

本契約の有効期限は、本件ローン契約に基づく委託者と銀行との一切の取引が終了するまでとします。

#### 第14条（債権の譲渡）

1. 委託者は、保証会社が委託者に対して有する債権を第三者に譲渡することにあらかじめ承諾します。
2. 委託者は、前項の債権譲渡に関して、当社に対して有し、または将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他一切の抗弁を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しないものとします。
3. 委託者は、被保証債務に対応する債権が第三者に譲渡された場合、本契約において銀行とされているものを当該第三者と読み替え、なおも本契約の各条項が適用されるものとします。

#### 第15条（免責事項）

委託者は、保証会社が証書等の印影につき、委託者が届出た印鑑に相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、証書、印章等につき偽造、変造、盗用等の事故があっても、これにより生じた損害は、証書等の文言にしたがって責任を負いません。

#### 第16条（反社会的勢力の排除）

1. 委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 委託者が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項の各号いずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、保証会社はただちに保証委託契約を解除することができ、かつ、保証会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

#### 第 17 条（管轄の合意）

委託者は、本契約に関する訴訟・和解および調停などの必要が生じた場合には、保証会社の本・支店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

#### 第 18 条（条項の変更）

- 1. 委託者は、経済状況の変動や法令改正その他の事情により本契約条項を変更する必要がある場合には、保証会社が本契約条項を変更することがあることを承諾します。
- 2. 保証会社は本契約条項の一部もしくはすべてを変更する場合は、変更内容に応じた期間を設けて、保証会社または銀行ホームページ上での公表その他の保証会社所定の方法により委託者にその内容をお知らせします。なお、保証会社からその内容をお知らせした後に、委託者が変更日までの間に異議を述べない場合は、委託者は変更内容を承諾したものとみなして、変更後の本契約条項を適用することに同意します。

以 上

(2021 年 10 月 1 日現在)